

宮柔連発第19号
令和6年6月6日

県下各地区柔道会長
関係所属（団体）長 殿

宮崎県柔道連盟
会長 鳥居 敏文
[公印省略]

令和6年度 柔道四段～八段昇段審査及び功績昇段審査推薦について（通知）

拝啓 時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素より当連盟の事業につきまして、格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、本年度、事業計画に基づき、標記の昇段審査を下記のとおり実施致します。
つきましては、貴地区柔道会（所属）内の有資格者に対し、本審査実施の周知を徹底の上、
地区の昇段書類審査を経た、審査希望者の各段推薦書を提出して下さるようよろしくお願い
申し上げます。 敬具

記

1 昇段審査「柔道の形」

(1) 日時・場所

令和6年8月11日（日） 10:00～

ひなた武道館 柔道場（宮崎市大字熊野 TEL 58-5151）

(2) 「柔道の形」の種目

四段～柔の形 五段～極の形 六段～護身術 七段～五の形 八段～古式の形

女子四段～柔の形 女子五段～極の形 女子六段～護身術

（功績昇段の場合、形は免除とするが当日面接有り）

2 書類審査（推薦書）

(1) 日時・場所

令和6年8月11日（日） 形の審査に引き続き、審議

ひなた武道館 柔道場 師範室

(2) 提出書類（各1通）

所属各地区柔道会書類審議、推薦に基づいた下記ア、イのもの

ア 「推薦書」— 昇段規定に定める推薦書（地区会長推薦記載）

イ 柔道の形・柔道審判講習受講歴書

（4の(3)、審判講習会は審判定年後の場合は必要なし）

(3) 審査方法

宮崎県柔道連盟の昇段専門委員会で規定の推薦書及び講習受講歴書に基づき、「講道館昇段資格に関する内規」、及び県柔連内規により審査する。

3 昇段審査料

四 段 10,000円

五 段 10,000円

六～八段 15,000円（※九州柔道協会の形審査料は県審査の合格後別途徴収する）

《功績昇段審査料も同額。ただし委託費は合格後、別途、各地区事務局より県柔連へ事前に納入する。》

4 資格要件

(1) 本年度全日本柔道連盟登録者であること。

(2) 昇段審査に伴う修業年限及び試合成績（参考例）

四段 ～三段に5年以上の年限で得点3点以上 （評定 可の場合）

五段 ～四段に6年以上の年限で得点3点以上 （評定 可の場合）

六段 ～五段に12年以上の年限で得点3点以上 （評定 可の場合）

七段 ～六段に15年以上の年限で得点3点以上 （評定 可の場合）

八段 ～七段に18年以上の年限で得点3点以上 （評定 可の場合）

※詳細については県柔連にお問い合わせください。

なお、功績による昇段推薦は、現段位昇段年限を確認の上、提出すること。

(3) 形及び審判の各講習会受講歴が令和2年以降、3年以上あり、かつ大会競技役員歴があること。（講習未受講者は過去3年分受講料納付）

5 推薦書提出期限及びその他

(1) 昇段審査希望者の推薦書は、各地区において書類審査及び実績等を確認し、7月10日（水）までに県柔道連盟事務局まで送付する。なお、希望者がいない所属の報告は不要。

※推薦書は、鉛筆書き不可。パソコンで推薦書を作成すること。

※昇段・入門年月日、生年月日、修行経歴・状況は、西暦で記入すること。

(2) 功績昇段推薦は、試合成績、修行の継続年数、かつ永年にわたり柔道振興上、特に功労が顕著であると認められる者について、地区の審議を経て、地区会長が推薦するものとする。

提出書類は、**最新版の各段様式**を用い推薦理由等の記載漏れのないようパソコンで作成すること。ただし、**推薦文中に「〇〇地区会長として」は記載しないこと。**

作成後は、データをメールにて送信提出すること。

(3) 書類の虚偽、不実記載等が指摘された時は、当然、県柔連としては、推薦致しかねることとなるので過去の試合事実、結果を充分、調査点検の上、提出すること。

(4) 「形の審査」で使用される木刀類は、県柔連で準備するが、私物を使用しても可。

以上